

南三陸さんさん商店街外部出店規約

本規約は、(株)南三陸まちづくり未来(以下「当社」という。)が運営する南三陸さんさん商店街の場内および宝船看板付近にて、出店を希望する個人または企業(以下「申込者」という。)の出店申込及び出店に係る遵守事項を定めたものです。申込者及び出店者は本規約を十分に確認し、同意するものとします。

1 申込者の参加資格

以下の条件を全て満たすものに限る

- (1) 日本国内に住居する個人又は法人であること。
- (2) 公租公課を滞納していないこと。
- (3) 製造や販売に必要な食品衛生法等の関係諸法令に基づく、全ての許可及び免許を取得可能なこと。
- (4) 過去の営業において法令に違反し、罰則等を受けたことがない者であること。
- (5) 会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号)に基づく再生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをされていない者であること。
- (6) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをされていない者であること。
- (7) 暴力団関係組織又はその他反社会的暴力活動を行う団体の関係組織及びその組織構成員等ではないこと。
- (8) 別紙誓約書に同意すること。

2 出店場所

宮城県本吉郡南三陸町志津川字五日町 2 0 1 - 5

南三陸さんさん商店街内 宝船看板付近 スペース 約 4 5 m²

※さんさん商店街が定めた場所に限り、ご出店いただけます。

3 出店日時

出店可能日：ゴールデンウィーク、海の日、お盆、シルバーウィーク、年末年始を除いた土日・祝祭日

出店可能時間：9時30分から16時30分の間の任意の時間

(平日の出店希望につきましてはご相談ください。)

4 出店料 キッチンカー1台またはテント1張(3m×3mまで)につき

出店料 1日あたり 7,000円(税込)

水道使用の場合、水道使用料として1日あたり別途1,500円(税込)

電気使用の場合、電気使用料として1日あたり別途1,500円(税込)

以上を出店当日に徴収いたします。

5 条件等

- ① 出店者及びその従業員は、その販売・営業行為に係る関係諸法令等及び行政官庁等の指示を遵守し、必要書類の提出や許可を受けるなどの手続きを各自行ってください。
- ② 申込者の直営とします。
- ③ その他、本規約に定めのない事項については、当社の「営業管理規則」に従うものといたします。

6 応募書類

- ① 出店申込書（別紙1）
- ② 誓約書（別紙2）

※応募書類に関して、希望があれば、メールで様式をお送りいたします。

7 応募の受付

- (1) 受付期間 必ず出店日の14日前までに申込書類を提出するものといたします。

※郵送の場合は出店日の14日前必着

- (2) 受付場所 ㈱南三陸まちづくり未来事務所（さんさん商店街内）

- (3) 問合せ先 南三陸まちづくり未来 TEL：0226-28-9880

FAX：0226-28-9290

E-mail：info@machi-mirai.jp

※事前に出店場所などの確認ができますので、ご希望の方はお問い合わせください。

- (4) 受付方法 出店申込書に必要事項を記入の上、受付場所へ持参いただくか、FAX、メール（info@machi-mirai.jp）にてご提出ください。

8 選定方法

本規約に基づいて応募されたものに対して、さんさん商店街執行部において、協議し決定するものといたします。